

平成29年第1回
三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

(会議録第1号)

平成29年2月17日

三重県後期高齢者医療広域連合議会

平成29年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

招集年月日	1
招集場所	1
開会及び閉会の日時	1
出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した議会事務担当職員の職氏名	2
説明のため議場に出席した者の職氏名	2
議事日程	2
会議に付した事件	3
議事の経過	
議席の指定	5
会議録署名議員の指名	5
諸般の報告	5
会期の決定	5
副議長の選挙について	5
三重県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び三重県後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例の一部の改正について	8
三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正について	9
平成28年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）	11
平成28年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	13
平成29年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	17
平成29年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	20
三重県後期高齢者医療広域連合広域計画（第3期）の策定について	24
三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について	26
議長の辞職について	28
議長の選挙について	29
監査委員の選任同意について	30

平成29年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録（第1号）

招集年月日

平成29年2月17日 金曜日

招集場所

津市栄町二丁目361番地 三重地方自治労働文化センター 4階大会議室

開会及び閉会の日時

開会 平成29年2月17日 午後1時32分

閉会 平成29年2月17日 午後2時37分

出席議員（30人）

1番	盆野明弘	2番	田中勝博
3番	藤井信雄	4番	川村幸康
5番	藤本亨	6番	浜口和久
7番	山路茂	8番	西村友志
9番	伊藤敬三	10番	伊藤真人
11番	亀井秀樹	12番	後藤光雄
13番	細矢一宏	14番	岩田昭人
15番	広森繁	16番	浜口一利
18番	吉田桂治	19番	竹内千尋
21番	北出忠良	23番	水谷俊郎
24番	石原正敬	25番	栗田康昭
26番	城田政幸	27番	久保行男
28番	中井幸充	29番	大西慶治
33番	小山巧	34番	尾上壽一
35番	大畑覚	36番	榎本健治

欠席議員（6人）

17番	前地林	20番	大森秀俊
22番	加藤隆	30番	辻村修一
31番	中村順一	32番	出口真吾

職務のため議場に出席した議会事務担当職員の職氏名

書記 馬 渕 勉 書記 橋 本 英 幸
書記 平 田 実 由

説明のため議場に出席した者の職氏名

広域連合長	前 葉 泰 幸	副広域連合長	木 田 久 主 一
副広域連合長	西 田 健	監 査 委 員	山 路 昭 人
事 務 局 長	新 家 聡	会 計 管 理 者	浦 出 寛 治
次長兼総務企画課長	下 里 秀 紀	事 業 課 長	山 本 正 美
事 業 課 主 幹	福 井 一 仁	事 業 課 主 幹	森 大 樹

議事日程（第1号）

- | | | |
|-------|------------|--|
| 第 1 | 議席の指定 | |
| 第 2 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 3 | 諸般の報告 | |
| 第 4 | 会期の決定 | |
| 第 5 | 副議長の選挙について | |
| 第 6 | 議案第 1 号 | 三重県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び三重県後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例の一部の改正について |
| 第 7 | 議案第 2 号 | 三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正について |
| 第 8 | 議案第 3 号 | 平成 2 8 年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号） |
| 第 9 | 議案第 4 号 | 平成 2 8 年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） |
| 第 1 0 | 議案第 5 号 | 平成 2 9 年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 |
| 第 1 1 | 議案第 6 号 | 平成 2 9 年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 |
| 第 1 2 | 議案第 7 号 | 三重県後期高齢者医療広域連合広域計画（第 3 期）の策定について |
| 第 1 3 | 議案第 8 号 | 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び三重県市町公平委員会共同設置 |

規約の変更に関する協議について

会議に付した事件

日程第1～第13	議事日程のとおり
日程追加	議長の辞職について
日程追加	議長の選挙について
日程追加	議案第9号 監査委員の選任同意について

議事の経過

○書記（馬淵勉君）

書記の馬淵と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、公私何かと御多忙の中、御参集賜りましてまことにありがとうございます。

開会に先立ちまして、昨年11月に開催いたしました平成28年第2回定例会以降、新しく当広域連合議会議員に就任されました皆様を御紹介させていただきます。

まず、伊勢市の浜口和久議員でございます。

○議員（浜口和久君）

伊勢市の浜口でございます。よろしくお願ひします。（拍手）

○書記（馬淵勉君）

続きまして、桑名市の伊藤真人議員でございます。

○議員（伊藤真人君）

桑名市の伊藤真人です。よろしくお願ひします。（拍手）

○書記（馬淵勉君）

続きまして、紀宝町の榎本健治議員でございます。

○議員（榎本健治君）

紀宝町の榎本です。よろしくお願ひします。（拍手）

○書記（馬淵勉君）

本日欠席の御連絡をいただいておりますが、伊賀市の大森秀俊議員を御紹介させていただきます。以上で御紹介を終わらせていただきます。

それでは、平成29年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会の議事について、川村議長よろしく願いいたします。

午後1時32分 開会

○議長（川村幸康君）

皆さん、こんにちは。

議長の川村でございます。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は、29名でございます。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

なお、議案説明のため、広域連合長以下関係者の出席を求めていますことを御報告いたします。

開議に先立ち、広域連合長から招集の御挨拶があります。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議長。

○議長（川村幸康君）

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

本日は、平成29年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には、御多用のところ御参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、平素から、当広域連合の運営に格別の御理解と御協力を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

さて、今議会では、条例の一部改正が2件、平成28年度の補正予算が2件、平成29年度の当初予算が2件、広域計画の策定、三重県市町公平委員会に係る協議の議案を提出いたしました。

それぞれの案件につきまして、御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましての御挨拶といたします。

午後1時33分 開議

○議長（川村幸康君）

ありがとうございました。

それでは、本日の会議を開きます。

議事日程第1号により議事を進めます。

日程第1、議席の指定を行います。
議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長が指定いたします。
新たに選出された議員の議席は、ただいま御着席の席を指定いたします。

○議長（川村幸康君）

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第107条の規定により、議席番号3番、藤井信雄議員、議席番号16番、浜口一利議員を指名いたします。

○議長（川村幸康君）

日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から報告のありました現金出納検査の結果については、お手元に配付のとおりであります。

○議長（川村幸康君）

日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日にいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸康君）

御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

○議長（川村幸康君）

日程第5、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によって行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸康君）

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸康君）

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

本広域連合議会の副議長に、議席番号29番、大西慶治議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました大西慶治議員を副議長の当選人として定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸康君）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました大西慶治議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました大西慶治議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

この際、御挨拶があればお伺いいたします。

○副議長（大西慶治君）

ただいま副議長という大変な重責を仰せつかりました大台町議会の大西でございます。浅学非才な者ではございますが、皆様方の御支持を得ましてしっかり頑張りたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（川村幸康君）

ここで、広域連合長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議長。

○議長（川村幸康君）
広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

平成29年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開催に当たりまして、運営に臨む私の方針を申し述べ、皆様の御理解と御協力をお願いしたいと思います。

さて、皆様御存知のとおり、後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者の医療を国民全体で公平に支える制度として平成20年4月に開始され、9年が過ぎようとしています。その間、被保険者に配慮した幾つかなの特例措置や運用面での改善を行い、制度は定着してきています。

他方で、高齢化や医療の高度化等により高齢者の医療費が増大する中、後期高齢者医療制度についても社会保障審議会における議論を踏まえ、医療制度を持続可能なものとしていく観点から、必要な改善を図っていく必要があります。

このことから、国において、昨年末まで低所得者等に対する保険料軽減特例措置や高額療養費制度の見直しなどが協議され、その結果、平成29年度から保険料所得割の軽減率の引き下げや高額医療費の負担限度額の引き上げなどが行われることとなりました。

見直しの協議に際して、昨年11月に全国の後期高齢者医療広域連合で組織する全国後期高齢者医療広域連合協議会が厚生労働大臣に対し要望書を提出し、その中で、保険料軽減特例措置については現行制度を維持すること、また、やむを得ず見直す場合には被保険者の負担を最小限に抑え、きめ細かな激変緩和措置と国による丁寧な説明と周知を講ずるよう要望し、また、高額療養費制度等については低所得者への十分な配慮と高齢者の受診行動に影響を与える制度改正を行わないよう要望したところです。

保険料軽減特例措置及び高額療養費制度については、今後も段階的に見直しが行われる方向が示されており、当広域連合といたしましては、国の動向を注視しながら、引き続き全国の広域連合と連携し、必要な要望活動を行ってまいります。

また、保険者として、被保険者の方々が安心して医療を受けられる制度、持続可能な安定した制度となるよう適切な運営に努めてまいります。

運営に当たっては、まず、年々増加する医療費を抑制するため、医療費の適正化対策を推進いたします。その取り組みとして、被保険者の健康の保持・増進を目的としました医科健康診査を引き続き実施するとともに、平成26年度から3年間の期限で試行的に開始した歯科健康診査については平成29年度から本格実施してまいります。昨年度の受診率は、医科健診が39.1%で全国第4位、歯科健診が16.5%で全国第2位となりましたが、さらなる受診率の向上を目指して、電話や郵便による受診勧奨を行います。

そのほか、無医地区における健康相談事業や市町人間ドック事業等に対する事業補助を継続し、市町が実施する健康の増進事業を支援いたします。

また、保健事業計画、いわゆるデータヘルス計画に基づき、ジェネリック医薬品のさらなる利用拡大や健診で出た異常数値を放置している方への受診勧奨等を推進してまいります。

次に、平成29年度は、平成30年度、31年度分の保険料改定に向け、その算定作業を行います。保険料の算定に当たっては、医療給付費等の支出経費やそれに伴う収入などを的確に試算した上で、事業運営基金などを最大限に活用し、被保険者の負担が極力少なくなるよう保険料の増加抑制に努めます。

そのほか、保険料の適正な賦課を行うため、被保険者の正確な所得情報の把握に努めるとともに、収納については、市町と広域連合が連携した収納対策により、なお一層の収納率の向上に努め、被保険者間の負担の公平性を維持してまいります。

最後になりましたが、当広域連合といたしましては、今後も引き続き被保険者の皆様を初め、住民の皆様の御理解をいただけるよう各市町や県及び関係機関と緊密に連携し、事業運営に取り組んでまいりますので、議員の皆様におかれましても、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げまして、私の施政方針といたします。

○議長（川村幸康君）

それでは、議事日程により会議を続けます。

日程第6、議案第1号、三重県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び三重県後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例の一部の改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議長。

○議長（川村幸康君）

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第1号について御説明申し上げます。

三重県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び三重県後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例の一部の改正については、地方公務員法の一部改正に伴い、引用条文の整理を行い、公布の日から施行しようとするものであります。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（川村幸康君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸康君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸康君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第1号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸康君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（川村幸康君）

日程第7、議案第2号、三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議長。

○議長（川村幸康君）

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第2号について御説明申し上げます。

三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正については、平成29年度以降の保険料軽減特例の見直しと低所得者の負担軽減

を図るための所要の改正を行うもので、平成29年4月1日から施行しようとするものであります。

詳細につきましては、事務局長から御説明申し上げます。

○事務局長（新家聡君）
議長。

○議長（川村幸康君）
事務局長。

○事務局長（新家聡君）

事務局長の新家でございます。

議案第2号、三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正について御説明申し上げます。

保険料軽減特例の見直しについては、これまで国の予算措置により実施されてきた保険料軽減特例措置について、制度の持続性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点より見直すもので、所得割額の軽減と被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する軽減について見直しをいたします。

所得割額の軽減についてですが、保険料の算定に用いる基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の被保険者に対する所得割額の5割軽減措置について、段階的に見直しを行うもので、平成29年度分の保険料の算定に当たっては所得割額を2割軽減に、平成30年度以後の年度分の保険料算定に当たっては、所得割額の軽減措置は廃止いたします。

被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する軽減については、高齢者の医療の確保に関する法律第99条第2項に規定する被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する被保険者均等割額の9割軽減措置について、平成29年度分の保険料の算定に当たっては、被保険者均等割額を7割軽減に、平成30年度分の保険料の算定に当たっては、被保険者均等割額を5割軽減に、平成31年度以後の年度分の保険料の算定に当たっては、資格取得後2年を経過する月までの間に限り、被保険者均等割額を5割軽減にいたします。

以上の保険料軽減特例の見直しについて、保険料軽減特例に係る附則を整理するとともに、不要となった他の過去の附則についても整理し改めようとするものでございます。

また、低所得者の負担軽減の観点から、保険料の被保険者均等割額の2割軽減及び5割軽減の対象者を拡充するよう高齢者の医療の確保に関する法律施行令が改正されたことに伴い、条例第14条第1項第2号の26万5,000円を27万円に、第3号の48万円を49万円に改めようとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（川村幸康君）

以上で説明が終わりました。
本案についての質疑を行います。
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸康君）

質疑なしと認めます。
これをもちまして、質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸康君）

討論なしと認めます。
これをもちまして、討論を終わります。
これより採決を行います。
議案第2号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸康君）

御異議なしと認めます。
よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（川村幸康君）

日程第8、議案第3号、平成28年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議長。

○議長（川村幸康君）

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第3号について御説明申し上げます。

平成28年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算について補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,245万6,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,271万7,000円とするものであります。

詳細につきましては、次長兼総務企画課長から御説明申し上げます。

○次長兼総務企画課長（下里秀紀君）

議長。

○議長（川村幸康君）

次長兼総務企画課長。

○次長兼総務企画課長（下里秀紀君）

次長兼総務企画課長の下里でございます。

議案第3号、平成28年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

資料番号⑥の7ページ、8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第1款、分担金及び負担金、第1項、負担金、第1目、市町負担金は、1,533万4,000円の減額で、派遣職員人件費等の減額によるものでございます。

第2款、国庫支出金、第2項、国庫補助金、第1目、調整交付金は、19万6,000円の減額で、補助対象となる運営協議会開催経費の減額によるものでございます。

第5款、繰越金、第1項、繰越金、第1目、繰越金は、308万2,000円の増額で、前年度からの繰越金の確定によるものでございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

第6款、諸収入、第1項、預金利子、第1目、預金利子は、6,000円の増額で、歳計現金預金利息の増額見込みによるものでございます。

第2項、雑入、第1目、雑入は、1万4,000円の減額で、雇用保険の実費弁償分の減額見込みによるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

第1款、議会費、第1項、議会費、第1目、議会費は、34万7,000円の減額で、議員の報酬、費用弁償及び会場使用料の減額見込みによるものでございます。

第2款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費は、1,204万9,000円の減額で、主なものとしたしましては、通勤手当、臨時職員賃金及び普通旅費の減額のほか、13ページ、14ページの広域連合への派遣職

員人件費に係る派遣元市町に対する負担金等の減額、前年度繰越金の地方財政法に基づく2分の1の財政調整基金への積み立てによるものでございます。

第3項、監査委員費、第1目、監査委員費は、6万円の減額で、監査委員報酬及び費用弁償の減額見込みによるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（川村幸康君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸康君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸康君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第3号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸康君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（川村幸康君）

日程第9、議案第4号、平成28年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（前葉泰幸君）
議長。

○議長（川村幸康君）
広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）
議案第4号について御説明申し上げます。
平成28年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算について補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27億6,390万8,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,065億2,323万5,000円とするものであります。
詳細につきましては、次長兼総務企画課長から御説明申し上げます。

○次長兼総務企画課長（下里秀紀君）
議長。

○議長（川村幸康君）
次長兼総務企画課長。

○次長兼総務企画課長（下里秀紀君）
議案第4号、平成28年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。
資料番号⑦の7ページ、8ページをお願いいたします。
歳入でございます。
第1款、市町支出金、第1項、市町支出金、第1目、事務費等負担金は、1億1,432万8,000円の減額で、積立金を除く一般管理費の減並びに前年度負担金精算分の財源充当による一般管理事務費負担金の減額などによるものでございます。
第2目、保険料等負担金は、2億4,860万4,000円の減額で、保険料軽減の対象者見込数の減に伴う保険基盤安定制度負担金の減額によるものでございます。
第3目、療養給付費負担金は、6,380万7,000円の増額で、前年度負担金の確定に伴う市町の追加負担分でございます。
第2款、国庫支出金、第1項、国庫負担金、第1目、療養給付費負担金は、12億384万2,000円の減額で、対象となる療養給付費等の減額見込みに伴う負担金の減額によるものでございます。
第2目、高額医療費負担金は、8,916万円の増額で、対象となる80万円を超える医療費が見込みを上回ったこと並びに前年度負担金の確定に伴う増によるものでございます。

9 ページ、10 ページをお願いいたします。

第2項、国庫補助金、第1目、調整交付金は、1億7,158万円の増額で、健康診査事業費に必要な補助金のうち、次の第2目、後期高齢者医療制度事業費補助金で交付できない分などが特別調整交付金で交付されることに伴う増額によるものでございます。

第2目、後期高齢者医療制度事業費補助金は、1億6,119万6,000円の減額で、健康診査事業補助金の一部が先ほどの特別調整交付金で交付されることに伴う減額によるものでございます。

第4目、後期高齢者医療災害臨時特例補助金は、4万1,000円の増額で、東日本大震災に係る一部負担金免除、保険料減免措置に対する補助金で、国の財政措置が継続されたことに伴う増額によるものでございます。

第3款、県支出金、第1項、県負担金、第1目、療養給付費負担金は、2億7,482万8,000円の減額で、対象となる療養給付費等の減額見込みに伴う負担金の減額によるものでございます。

第2目、高額医療費負担金は、8,916万円の増額で、対象となる80万円を超える医療費が見込みを上回ったこと並びに前年度負担金の確定に伴う増によるものでございます。

11 ページ、12 ページをお願いいたします。

第4款、支払基金交付金、第1項、支払基金交付金、第1目、後期高齢者交付金は、25億886万6,000円の減額で、対象となる療養給付費等の減額見込みに伴う社会保険診療報酬支払基金からの交付金の減額によるものでございます。

第5款、特別高額医療費共同事業交付金、第1項、特別高額医療費共同事業交付金、第1目、特別高額医療費共同事業交付金は、661万7,000円の増額で、対象となる1件当たり400万円を超える医療費の増加が見込まれることに伴う交付金の増額によるものでございます。

第6款、財産収入、第1項、財産運用収入、第1目、利子及び配当金は、22万円の増額で、後期高齢者医療事業運営基金の運用利息の増額によるものでございます。

13 ページ、14 ページをお願いいたします。

第7款、繰入金、第1項、基金繰入金、第1目、後期高齢者医療事業運営基金繰入金は、6億8,645万5,000円の減額で、前年度繰越金による財源調整の結果、基金からの繰り入れが不要になったことによるものでございます。

第8款、繰越金、第1項、繰越金、第1目、繰越金は、75億3,406万円の増額で、前年度繰越金の確定によるものでございます。

第10款、諸収入、第2項、預金利子、第1目、預金利子は、178万5,000円の増額で、歳計現金預金利息の増額によるものでございます。

15 ページ、16 ページをお願いいたします。

第3目、返納金は、477万5,000円の増額で、医療費の自己負担割合変更に伴う差額等の返還金の増額によるものでございます。

第4目、雑入は、82万2,000円の増額で、保険料賦課誤りに伴う時効分保険料相当額の補填金納入によるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

17ページ、18ページをお願いいたします。

第1款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費は、5億4,178万6,000円の増額で、主に広域連合事務に要する役務費、委託料等の減と後期高齢者医療事業運営基金への積み立てによるものでございます。

第2款、医療給付費、第1項、療養諸費、第1目、療養給付費等は、10億7,149万2,000円の減額で、診療報酬、調剤報酬、高額療養費等の実績見込みの減によるものでございます。

第2目、療養費は、2,701万5,000円の減額で、補装具、鍼灸、あんま、マッサージ、柔道整復等の療養費の実績見込みの減によるものでございます。

第4目、審査支払手数料は、2,061万円の減額で、レセプトの審査件数の実績見込みの減によるものでございます。

19ページ、20ページをお願いいたします。

第2項、高額療養諸費、第1目、高額療養諸費は、2,639万7,000円の減額で、これは自己負担額が高額になった場合に被保険者に支給するもので、実績見込額の減によるものでございます。

第2目、高額介護合算療養費は、500万1,000円の減額で、これは後期高齢者医療保険と介護保険の自己負担額の合算額が一定金額以上になった場合に被保険者に支給するもので、実績見込額の減によるものでございます。

第3項、その他医療給付費、第1目、葬祭諸費は、2,155万円の減額で、葬祭費支給件数の実績見込みの減によるものでございます。

21ページ、22ページをお願いいたします。

第3款、県財政安定化基金拠出金、第1項、県財政安定化基金拠出金、第1目、県財政安定化基金拠出金は、576万9,000円の減額で、平成28年度拠出金の確定に伴う減によるものでございます。

第4款、特別高額医療費共同事業拠出金、第1項、特別高額医療費共同事業拠出金、第1目、特別高額医療費共同事業拠出金は、1,153万2,000円の増額で、対象となる1件当たり400万円を超える医療費の実績見込額の増によるものでございます。

第2目、特別高額医療費共同事業事務費拠出金は、1万7,000円の減額で、平成28年度拠出金の確定に伴う減によるものでございます。

23ページ、24ページをお願いいたします。

第5款、保健事業費、第1項、健康保持増進事業費、第1目、健康診査費は、歳入の市町支出金、国庫支出金の補正予算計上に伴う財源更正でございます。

第2目、その他健康保持増進費は、12万2,000円の減額で、無医地区に対する健康保持増進事業委託料の契約差金等によるものでございます。

第7款、諸支出金、第1項、償還金及び還付加算金、第3目、償還金は、33億8,856万3,000円の増額で、前年度実績確定による国庫支出金等

の精算に伴う返還金の増によるものでございます。
以上で説明を終わらせていただきます。
よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（川村幸康君）

以上で説明が終わりました。
本案についての質疑を行います。
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸康君）

質疑なしと認めます。
これをもちまして、質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸康君）

討論なしと認めます。
これをもちまして、討論を終わります。
これより採決を行います。
議案第4号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸康君）

御異議なしと認めます。
よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長（川村幸康君）

日程第10、議案第5号、平成29年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議長。

○議長（川村幸康君）
広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第5号について御説明申し上げます。

平成29年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,776万3,000円とするもので、前年度と比べ259万円の増額であります。

詳細につきましては、事務局長から御説明申し上げます。

○事務局長（新家聡君）
議長。

○議長（川村幸康君）
事務局長。

○事務局長（新家聡君）

議案第5号、平成29年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について御説明申し上げます。

資料番号⑧の7ページ、8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第1款、分担金及び負担金、第1項、負担金、第1目、市町負担金は、1億9,719万5,000円の計上で、広域連合議会、広域連合事務局の運営に要する費用に対する構成市町負担金でございます。

第2款、国庫支出金、第2項、国庫補助金、第1目、調整交付金は、52万6,000円の計上で、被保険者、医療関係者等の意見を聞く場として設置しております運営協議会に要する費用に対する補助金でございます。

第3款、財産収入、第1項、財産運用収入、第1目、利子及び配当金は、1,000円の計上で、財政調整基金の運用利息でございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

第4款、繰入金、第1項、基金繰入金、第1目、財政調整基金繰入金は、1,000円の計上で、財政調整基金からの繰入金でございます。

第5款、繰越金、第1項、繰越金、第1目、繰越金は、1,000円の計上で、前年度繰越金でございます。

第6款、諸収入、第1項、預金利子、第1目、預金利子は、1,000円の計上で、歳計現金の預金利息でございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

第2項、雑入、第1目、雑入は、3万8,000円の計上で、雇用保険の実費弁償分でございます。

続きまして、歳出でございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

第1款、議会費、第1項、議会費、第1目、議会費は、77万3,000円の計上で、議員の報酬及び費用弁償、議会の会場使用料でございます。

第2款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費は、1億9,618万2,000円の計上で、主なものといたしましては、一般職給1名分の給料、時間外勤務手当などの職員手当等、共済組合負担金などの共済費、臨時職員2名分の賃金、15ページ、16ページをお願いいたします。

出張等に要する旅費、消耗品費などの需用費、財務会計に係る既存システムの保守点検などの委託料、事務所借上料などの使用料及び賃借料、広域連合派遣職員の人件費等に係る負担金などでございます。

17ページ、18ページをお願いいたします。

第2項、選挙費、第1目、選挙管理委員会費は、5万6,000円の計上で、選挙管理委員の報酬及び費用弁償、委員会の会場使用料でございます。

第3項、監査委員費、第1目、監査委員費は、25万1,000円の計上で、監査委員の報酬及び費用弁償、出納検査の会場使用料でございます。

19ページ、20ページをお願いいたします。

第3款、諸支出金、第1項、償還金及び還付加算金、第1目、償還金は、1,000円の計上で、国庫支出金等精算返還金でございます。

第4款、予備費、第1項、予備費、第1目、予備費は、50万円の計上でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（川村幸康君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸康君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸康君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第5号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸康君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長（川村幸康君）

日程第11、議案第6号、平成29年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議長。

○議長（川村幸康君）

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第6号について御説明申し上げます。

平成29年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,099億9,581万9,000円とするものであります。前年度と比べ62億4,586万7,000円の増額で、例年同様、医療費の伸びが主な要因であります。

また、一時借入金の借り入れの最高額は70億円といたしまして、歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、同一款内で各項相互に流用するものであります。

詳細につきましては、事務局長から御説明申し上げます。

○事務局長（新家聡君）

議長。

○議長（川村幸康君）

事務局長。

○事務局長（新家聡君）

議案第6号、平成29年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

資料番号⑨の7ページ、8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第1款、市町支出金、第1項、市町支出金、第1目、事務費等負担金は、9億3,691万6,000円の計上で、一般管理事務費負担金、健康診査事業負担金及び健康診査事業事務費負担金でございます。

第2目、保険料等負担金は、198億30万7,000円の計上で、保険料負担金及び保険基盤安定制度負担金で、軽減措置の見直し等に伴う保険料負担金の増額により、前年度に比べ3億6,176万3,000円の増となっております。

第3目、療養給付費負担金は、165億3,382万8,000円の計上で、高齢者の医療の確保に関する法律、以下は高確法と言わせていただきますけれども、第98条で定められた定率の負担金でございます。

第2款、国庫支出金、第1項、国庫負担金、第1目、療養給付費負担金は、496億148万4,000円の計上で、高確法第93条第1項で定められた定率の負担金でございます。

第2目、高額医療費負担金は、8億4,477万5,000円の計上で、高確法第93条第2項で定められた負担金でございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

第2項、国庫補助金、第1目、調整交付金は、177億1,704万4,000円の計上で、広域連合間における被保険者に係る所得の格差による財政の不均衡を是正するために交付される普通調整交付金と長寿・健康増進事業等に対して交付される特別調整交付金でございます。

第2目、後期高齢者医療制度事業費補助金は、2億5,513万8,000円の計上で、健康診査事業、歯科健康診査事業、医療費適正化等推進事業、特別高額医療費共同事業に対する補助金でございます。

第3目、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、11億1,901万4,000円の計上で、低所得者等の保険料軽減措置に係る交付金で、軽減措置の見直しに伴い、前年度に比べ3億6,431万3,000円の減となっております。

第4目、後期高齢者医療災害臨時特例補助金は、1,000円の計上で、東日本大震災に係る一部負担金免除、保険料減免措置に対する補助金でございます。

第5目、社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、1,000円の計上で、社会保障・税番号制度システム整備に係る補助金でございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

第3款、県支出金、第1項、県負担金、第1目、療養給付費負担金は、165億3,382万8,000円の計上で、高確法第96条第1項で定められた定率の負担金でございます。

第2目、高額医療費負担金は、8億4,477万5,000円の計上で、高確法第96条第2項で定められた負担金でございます。

第2項、財政安定化基金支出金、第1目、財政安定化基金交付金は、9億円

の計上で、後期高齢者医療の財政の安定化に資するために県に設置されている基金から、平成28年度、29年度の保険料改定における保険料上昇を抑制するための財源として交付されるものでございます。

第4款、支払基金交付金、第1項、支払基金交付金、第1目、後期高齢者交付金は、843億8,111万2,000円の計上で、現役世代からの負担金として社会保険診療報酬支払基金から交付される交付金でございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

第5款、特別高額医療費共同事業交付金、第1項、特別高額医療費共同事業交付金、第1目、特別高額医療費共同事業交付金は、4,648万2,000円の計上で、1件当たり400万円を超えるレセプトの200万円を超える部分から公費支援分を除いた部分に対する国民健康保険中央会からの交付金でございます。

第6款、財産収入、第1項、財産運用収入、第1目、利子及び配当金は、1,000円の計上で、事業運営基金の運用利息でございます。

第7款、繰入金、第1項、基金繰入金、第1目、後期高齢者医療事業運営基金繰入金は、2億7,110万5,000円の計上で、療養給付費等に要する費用の財源不足を補填するため、繰り入れるものでございます。

15ページ、16ページをお願いいたします。

第8款、繰越金、第1項、繰越金、第1目、繰越金は、1,000円の計上で、前年度繰越金でございます。

第9款、県財政安定化基金借入金、第1項、県財政安定化基金借入金、第1目、県財政安定化基金借入金は、1,000円の計上で、県財政安定化基金からの借入金でございます。

第10款、諸収入、第1項、延滞金、加算金及び過料、第1目、延滞金、第2目、過料、第3目、加算金は、それぞれ1,000円の計上でございます。

17ページ、18ページをお願いいたします。

第2項、預金利子、第1目、預金利子は、1,000円の計上で、歳計現金の預金利息でございます。

第3項、雑入、第1目、違約金及び延納利息は、1,000円の計上でございます。

第2目、第三者納付金は、2億円の計上で、第三者行為の損害賠償金でございます。

第3目、返納金は、1,000万円の計上で自己負担割合変更に伴う差額分等の返還金でございます。

第4目、雑入は、1,000円の計上でございます。

続きまして、歳出でございます。

19ページ、20ページをお願いいたします。

第1款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費は、7億2,048万5,000円の計上で、主なものとしたしましては、通信運搬費などの役務費、国保連合会事務委託料などの委託料、事務処理機器借上料に係る使用料及び賃借料、国保連合会への事務費負担金などの負担金などでございます。

21ページ、22ページをお願いいたします。

第2款、医療給付費、第1項、療養諸費、第1目、療養給付費等は、2,029億9,932万4,000円の計上で、診療報酬、調剤報酬、高額療養費などに係る保険者負担金でございます。

第2目、療養費は、15億7,172万円の計上で、鍼灸、マッサージ、補装具、柔道整復師の施術などの保険者負担金でございます。

第3目、移送費は、10万円の計上で、被保険者の移送に係る費用でございます。

第4目、審査支払手数料は、4億4,585万6,000円の計上で、診療報酬の審査及び支払いの手数料でございます。

第2項、高額療養諸費、第1目、高額療養諸費は、16億9,342万3,000円の計上で、1カ月の医療費の自己負担額が高額になった場合に、自己負担限度額を超えた分を被保険者に支給するものでございます。

第2目、高額介護合算療養費は、1億8,651万2,000円の計上で、後期高齢者医療及び介護保険の両方から給付を受け、年間の自己負担額の合算が一定金額以上になった場合に、自己負担限度額を超えた分を被保険者に支給するものでございます。

23ページ、24ページをお願いいたします。

第3項、その他医療給付費、第1目、葬祭諸費は、8億1,870万円の計上で、被保険者が死亡した場合に葬祭執行者に支給されるものでございます。

第3款、県財政安定化基金拠出金、第1項、県財政安定化基金拠出金、第1目、県財政安定化基金拠出金は、8,409万5,000円の計上で、後期高齢者医療の財政の安定化に資するために県に設置されている基金への拠出金でございます。

25ページ、26ページをお願いいたします。

第4款、特別高額医療費共同事業拠出金、第1項、特別高額医療費共同事業拠出金、第1目、特別高額医療費共同事業拠出金は、5,585万4,000円の計上で、レセプト1件当たり400万円を超える医療費のうち、200万円を超える部分の財政調整に係る拠出金でございます。

第2目、特別高額医療費共同事業事務費拠出金は、15万円の計上で、特別高額医療費共同事業の事務費拠出金でございます。

第5款、保健事業費、第1項、健康保持増進事業費、第1目、健康診査費は、11億7,679万4,000円の計上で、医科及び歯科の健康診査に係る委託料でございます。

第2目、その他健康保持増進費は、1,446万8,000円の計上で、主なものとしたしましては、市町が行う高齢者の低栄養防止、重症化予防等の推進事業や人間ドック、脳ドック事業などに対する補助金でございます。

27ページ、28ページをお願いいたします。

第6款、公債費、第1項、公債費、第1目、一時借入金利子は、291万7,000円の計上で、一時借入金の借り入れを行った場合の利子でございます。

第7款、諸支出金、第1項、償還金及び還付加算金、第1目、還付加算金は、

42万円、第2目、保険料還付金は、2,500万円の計上でございます。
第3目、償還金は、1,000円の計上で、国庫支出金等精算返還金でございます。
29ページ、30ページをお願いいたします。
第8款、予備費、第1項、予備費、第1目、予備費は、2億円の計上でございます。
以上で説明を終わらせていただきます。
よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（川村幸康君）

以上で説明が終わりました。
本案についての質疑を行います。
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸康君）

質疑なしと認めます。
これをもちまして、質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸康君）

討論なしと認めます。
これをもちまして、討論を終わります。
これより採決を行います。
議案第6号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸康君）

御異議なしと認めます。
よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○議長（川村幸康君）

日程第12、議案第7号、三重県後期高齢者医療広域連合広域計画（第3期）の策定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（前葉泰幸君）
議長。

○議長（川村幸康君）
広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）
議案第7号について御説明申し上げます。

議案第7号、三重県後期高齢者医療広域連合広域計画（第3期）の策定につきましては、三重県における後期高齢者医療制度の運営に当たって、広域連合及び関係市町が相互に役割を担い、連携を図りながら施策を総合的かつ計画的に実施するため、地方自治法第291条の7第1項の規定により、平成19年度から28年度までの2期10カ年の広域計画を継承しつつ、今日の現状と課題を踏まえた上で第3期の広域計画を定めようとするものであります。

当該計画は、1つ目に広域計画（第3期）の策定に当たって、2つ目に基本方針、3つ目に広域連合及び関係市町が行う事務、4つ目に広域計画の期間及び改定に関することの4つの項目にまとめております。

広域連合の基本方針では、広域連合は、関係市町との連絡調整を緊密に図りながら、高齢者の医療の確保に関する法律の趣旨を尊重し、広域化のスケールメリットを生かした財政の安定化と後期高齢者医療に要する費用の適正化を図るための取り組み及び後期高齢者医療制度の運営が適正かつ円滑に行われるよう努めるものとしております。

また、現状と課題を踏まえ、保険者として健全な財政運営、医療費の適正化などの5つの重点的な取り組みを進め、制度の安定した運営に努めることとしております。

この計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間としております。ただし、社会情勢の変化等に対応できるよう広域連合長が必要と認めるときは、議会の議決を経て随時改定を行うこととしております。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（川村幸康君）
以上で説明が終わりました。
本案についての質疑を行います。
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸康君）

質疑なしと認めます。
これをもちまして、質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（川村幸康君）
討論なしと認めます。
これをもちまして、討論を終わります。
これより採決を行います。
議案第7号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（川村幸康君）
御異議なしと認めます。
よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

-
- 議長（川村幸康君）
日程第13、議案第8号、三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

- 広域連合長（前葉泰幸君）
議長。

- 議長（川村幸康君）
広域連合長。

- 広域連合長（前葉泰幸君）
議案第8号について御説明申し上げます。
三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議については、平成29年3月31日をもって松阪飯多農業共済事務組合及び伊勢地域農業共済事務組合が解散することに伴い、三重県市町公平委員会を脱退することから、当該公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び三重県市町公平委員会規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、議会の議決を求めよう

とするものであります。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（川村幸康君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸康君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸康君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第8号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸康君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

○議長（川村幸康君）

ここで議事整理のため、暫時休憩いたします。

午後2時26分 休憩

午後2時28分 再開

○副議長（大西慶治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に川村幸康議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大西慶治君）

御異議なしと認めます。

よって、議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議長の辞職についてを議題といたします。

なお、地方自治法第117条の規定による除斥のため、川村議長は退場されておりますので御報告申し上げます。

議長の辞職願を書記に朗読させます。

○書記（馬淵勉君）

議長辞職願。このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。平成29年2月17日。三重県後期高齢者医療広域連合議会副議長、大西慶治様。三重県後期高齢者医療広域連合議会議長、川村幸康。

○副議長（大西慶治君）

お諮りいたします。

川村幸康議員の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大西慶治君）

御異議なしと認めます。

よって、川村幸康議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

川村幸康議員の入場を許可いたします。

川村幸康議員、この際、御挨拶があればお伺いいたします。

○議員（川村幸康君）

議員の皆様におかれましては、私が議長就任の間、議事運営に格別の御理解をいただきましてありがとうございました。なお、これからも一議員として後期高齢者医療広域連合の適正な事務の執行に対して協力していくことをお誓い申し上げ、退任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（大西慶治君）

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大西慶治君）

御異議なしと認めます。

よって、議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によって行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大西慶治君）

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大西慶治君）

御異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決定いたしました。

本広域連合議会の議長に、議席番号13番、細矢一宏議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました細矢一宏議員を議長の当選人として定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大西慶治君）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました細矢一宏議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました細矢一宏議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

この際、御挨拶があればお伺いいたします。

○議長（細矢一宏君）

改めまして、皆様、こんにちは。

名張市の細矢一宏でございます。もとより微力ではございますが、皆様の御指導のもと議事を進めてまいりたいと考えておりますので、どうか御指導のほどよろしくお願ひいたします。（拍手）

○副議長（大西慶治君）

ありがとうございました。

それでは、議長と交代いたします。

皆様の御協力、まことにありがとうございました。

細矢一宏議長、議長席にお着き願ひます。

○議長（細矢一宏君）

これより議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。お諮りいたします。

ただいま広域連合長から、議案第9号、監査委員の選任同意についてが提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細矢一宏君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第9号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議案第9号、監査委員の選任同意についてを議題といたします。

議席番号12番、後藤光雄議員の一身上に関する事件のため、地方自治法第117条の規定により、後藤光雄議員は本案の審議終了まで退場されますようお願いいたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議長。

○議長（細矢一宏君）

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第9号について御説明申し上げます。

監査委員の選任同意については、議会のうちから選任する監査委員として、後藤光雄議員を選任いたしたく議会の同意をお願いするものであります。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（細矢一宏君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細矢一宏君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細矢一宏君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第9号については、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細矢一宏君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、同意することに決定いたしました。

後藤光雄議員の入場を許可いたします。

○議長（細矢一宏君）

以上をもちまして、本定例会に付議された事件はすべて終了いたしました。

平成29年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後 2 時 3 7 分 閉会